

姫 監 公 表 第 3 号

令和 3年 2月 22日

姫路市監査委員	甲 良 佳 司
同	芝 野 稔
同	酒 上 太 造
同	駒 田 か す み

令和2年度 監査の結果について

地方自治法第199条第1項、第2項、第4項及び第7項の規定により標記監査を行ったので、同条第9項の規定により、その結果報告を公表します。

- 1 健康福祉局定期監査並びに関係出資団体監査及び指定管理者監査結果報告書
- 2 教育委員会事務局（前期）定期監査結果報告書
- 3 公平委員会事務局定期監査結果報告書
- 4 市民局定期監査結果報告書
- 5 こども未来局定期監査結果報告書
- 6 都市拠点整備本部定期監査結果報告書

令和2年度 市民局定期監査（行政監査を含む。）結果報告書

1 監査の実施

姫路市監査基準に基づき、次のとおり監査を実施した。

(1) 監査の種類

地方自治法第199条第1項、第2項及び第4項の規定に基づく定期監査及び行政監査

(2) 監査の対象

市民局

市民参画部 市民活動推進課、男女共同参画推進課、市民総合相談室（市政情報センター、市民相談センター、消費生活センターを含む。）

出先機関 市民活動・ボランティアサポートセンター、男女共同参画推進センター

人権推進部 人権総務課、人権啓発課

出先機関 人権啓発センター、高木総合センター、城東町総合センター、丸尾町総合センター、中鈴総合センター、堀川町総合センター、砥堀二区総合センター、豊岡総合センター、瑞岡集会所

(3) 監査の着眼点

リスク・アプローチの手法により、識別されたリスク（既知のリスク情報、リスク点検シート、リスク評価シート、監査等の着眼点等）から重要度や頻度等を総合的に考慮して、そのリスクを評価した上で重点的に行う監査の着眼点を設定した。

(4) 監査の主な実施内容

監査は、財務事務及びその他の事務の執行について、その一部を抽出し、法令等に基づき適正に行われているか、また、合理的かつ効率的に行われているかなどの視点で実施した。

(5) 監査の実施場所及び日程

監査事務局及び現地

令和2年9月24日から同年12月23日まで

2 監査の結果

監査の結果は、次に指摘する事項を除き、おおむね良好に処理されているものと認めた。

(1) 収入関係事務

ア 地域改善対策厚生資金貸付金収入関係事務（人権総務課）

これらの事務について関係書類を調査したところ、未収金が認められた。
早期徴収に努められたい。